

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【公表番号】特表2012-516366(P2012-516366A)
 【公表日】平成24年7月19日(2012.7.19)
 【年通号数】公開・登録公報2012-028
 【出願番号】特願2011-546816(P2011-546816)
 【国際特許分類】

C 0 8 G 77/38 (2006.01)

C 0 8 C 19/42 (2006.01)

【 F I 】

C 0 8 G 77/38

C 0 8 C 19/42

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年10月29日(2013.10.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0035

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0035】

実施例4：

このRTV1-ベース混合物及びTa(OEt)₄(OSiMe₃)₁質量部を用いて、室温にて18時間後に、完全に架橋した不粘着性のエラストマーが得られる。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一般式(1)

$M(OR^1)_n(OSiR^2_3)_5-n$ (1)の化合物、

及び一般式(2)

$-SiR^3_a(OR^4)_3-a$ (2)の末端基を有するポリマー

[式中、

Mは、Nb又はTaを意味し、

R¹、R²、R³及びR⁴は、1～10個の炭素原子を有する炭化水素基を意味し、

nは、1、2、3又は4の値を意味し、かつ

aは、0又は1の値を意味する]

を含有するアルコキシ架橋性ゴム混合物(M)。

【請求項2】

前記炭化水素基R¹が、メチル、エチル、プロピル及びフェニルから選択される、請求項1記載のアルコキシ架橋性ゴム混合物(M)。

【請求項3】

前記炭化水素基R²が、メチル、エチル、プロピル及びフェニルから選択される、請求項1又は2記載のアルコキシ架橋性ゴム混合物(M)。

【請求項4】

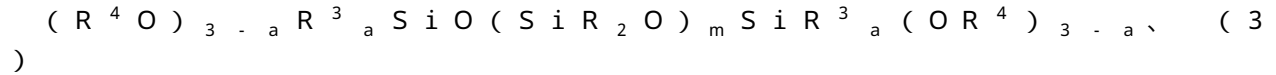
前記一般式(1)のNb化合物又はTa化合物が、全混合物(M)に対して0.1質量%～10質量%の量で添加される、請求項1から3までのいずれか1項記載のアルコキシ架橋性ゴム混合物(M)。

【請求項5】

1成分シリコンゴム混合物(RTV-1混合物)である、請求項1から4までのいずれか1項記載のアルコキシ架橋性ゴム混合物(M)。

【請求項6】

前記一般式(2)の末端基を有するポリマーが、一般式(3)



[式中、a、R³及びR⁴は、請求項1の中で定義された意味を有し、

Rは、R³の意味を有し、かつ

mは、20～2000の値をとる]

のアルコキシ末端ポリオルガノシロキサンである、請求項1から5までのいずれか1項記載のアルコキシ架橋性ゴム混合物(M)。

【請求項7】

Rがメチルの意味を有する、請求項6記載のアルコキシ架橋性ゴム混合物(M)。